

# 唐津市立鬼塚小学校いじめ防止基本方針

令和7年5月1日

## 1 策定の意義

児童は、いじめを行ってはならない。学校及び学校の教職員は、保護者、地域住民、その他関係者と連携を図りつつ学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに在籍児童がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速にこれに対処する。

特に、平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、第11条に「文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものとする」と規定されていることから「唐津市立鬼塚小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

いじめとは、児童に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
「いじめ防止対策推進法」

### (2) いじめの防止の基本的な考え方

いじめはどの児童にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

- ・すべての児童が安心して学校生活を送ることができるよう学校の内外を問わず行う。
- ・いじめは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童に十分に理解できるようにする。
- ・県、市、町、学校、地域住民、家庭その他の関係機関の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行う。

## 3 いじめ防止等のための組織

### (1) 学校の校務分掌、教科等の中でいじめ防止に関する指導を行う。

- ・学級指導、特別活動、道徳、各教科など
- ・生活部

いじめの事案等が起こらないように生活部が中心となり生活指導を行う。

- ・鬼塚小学校いじめ対策委員会

いじめの事案への対応等、学校の内外におけるいじめの防止等の対策を効果的に行うため、校内「いじめ対策委員会」を設置する。また、外部委員を含めた「いじめ防止対策委員会」も設置する。

### (2) いじめに対処する校内組織(22条委員会・常設)

鬼塚小学校「校内いじめ防止対策委員会」を設置する。

構成員……校長、教頭、生徒指導主任(生活指導部長)、養護教諭、該当児童の担任  
役割……基本方針策定、年間計画、状況把握と改善など

(3) いじめに対処する組織(22 条委員会・常設)

鬼塚小学校「いじめ防止対策委員会」(22 条委員会)を設置する。

構成員……校内委員会委員及び学校評議員

(4) 重大事案に対処する組織(特設)

鬼塚小学校「いじめ防止対策拡大委員会」を設置する。

構成員……校内委員会・学校評議員・スクールカウンセラー・PTA 会長

4 いじめの未然防止の取組

未然防止の基本となるのは、児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが創出していくことが大切である。

(1) 学校の決まりを守る。授業規律の徹底

(2) 学校と保護者・地域また、児童・担任・保護者との信頼関係づくり

(3) 異学年交流(縦割り班活動)

(4) 配慮を要する児童についての共通理解とより良い人間関係を築ける支援

5 いじめの早期発見の取組

未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的に PDCA サイクルに基づく取組を継続することが大切である。

(1) 情報交換の機会を作る

・気になる子研修会( 学期に 1 回 ) ・生活指導協議会( 毎月 1 回 )

(2) アンケート調査

・Q-U(6 月)

・学校生活アンケート(月に 1 回) ・いじめに関するアンケート(6 月・11 月)

(3) 教育相談

相談体制……いじめ・体罰、セクシャルハラスメント相談窓口と兼ねる。

個人懇談(教育相談)週間の設定

スクールカウンセラーとの相談

## 6 いじめの事案への対応

### (1) いじめ発生時の対応

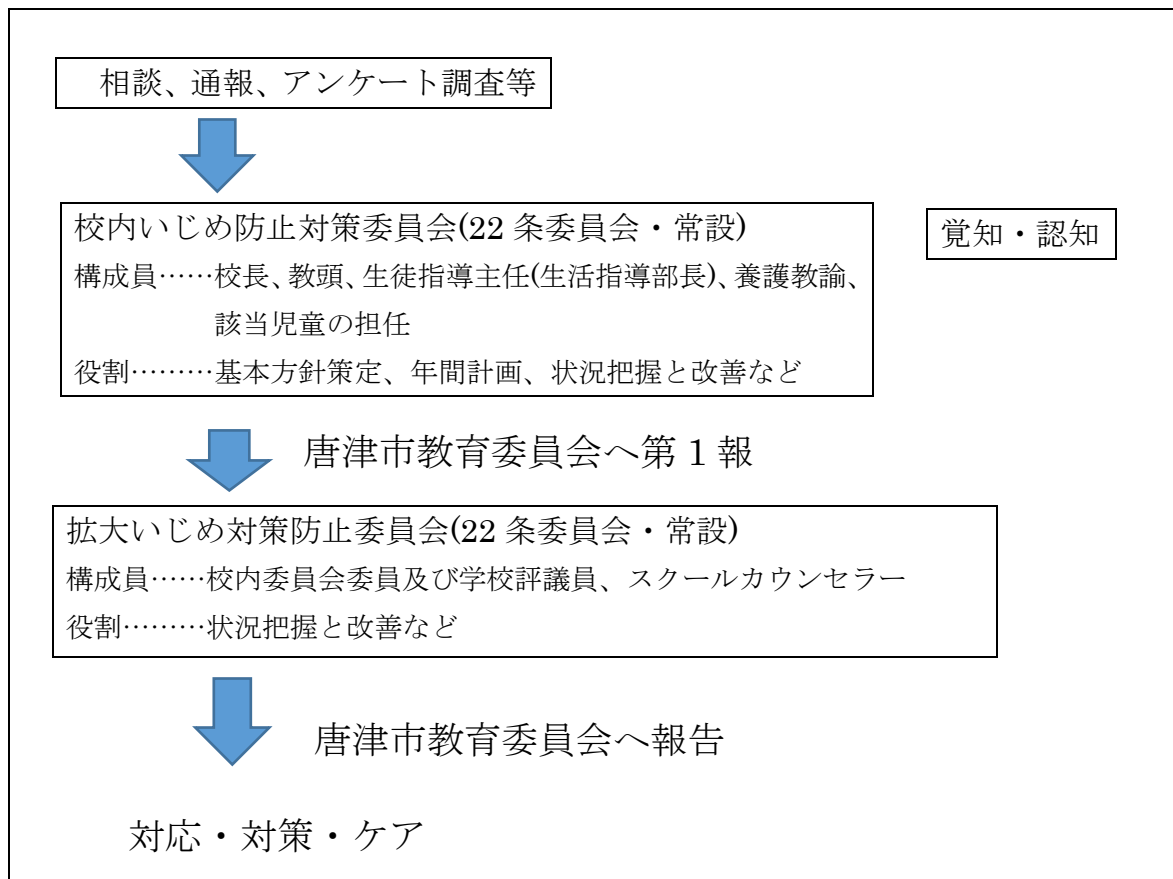
- ①教職員や保護者などは、児童からの相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、「校内いじめ対策委員会」へ通報その他の適切な措置をとる。
- ②「校内いじめ対策委員会」は、通報を受けたときや、学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を唐津市教育委員会に報告する。（問題行動等の月別報告において、いじめの覚知・認知）
- ③いじめがあったと確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者への支援やいじめを行った児童への指導または、その保護者への助言を継続的に行う。
- ④必要な場合は、いじめを行った児童を別室で学習させるなど、いじめを受けた児童などが安心して教育を受けられるようにする。
- ⑤いじめの事案に係る情報を、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者と共有するための措置などを行う。
- ⑥「いじめ防止対策委員会」を2学期に行う。学校評議員に報告し、助言を仰ぐ。

### (2) 重大事態への対応

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携して対処し、児童の生命、身体または財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。この場合、22 条委員会、拡大委員会を経て校長が唐津市教育委員会へ報告する。

- ①重大事態とは、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じたと疑いがある場合。
- ②児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合。

## いじめ発生時の対応(通常対応)



## 7 いじめの再発防止の取り組み

### ①「いじめの解消」とは、

認知したいじめについて、被害児童へのケアや加害児童への指導など、学校による適切な措置が行われた後、双方の保護者も交えた謝罪の場を設けるなど、一定の解決が図られた後、3か月以上その後の観察や面談などを行い、通常の生活に戻ったと判断できる状態。

### ②いじめからの立ち直り支援

被害児童がいじめから立ち直ることができるよう、当該児童の状況に応じ、関係機関と積極的に連携した取り組みを行う。

また、加害児童についても当該児童がいじめに至った背景等を踏まえ、必要に応じて関係機関と積極的に連携した取り組みを行う。

### ③いじめ問題に対する学校評価の適正な運用

いじめの有無や発生件数など結果のみを評価するのではなく、児童に対する日ごろの理解、いじめの未然防止や早期発見・早期対応の取り組み、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、いじめに対する組織的な取組等学校がいじめの再発防止につながる学校評価を行う。

## 8 職員研修

### ①いじめへの対応力の向上を図る教職員研修の推進

いじめの防止等に向けた教職員の対応力の向上を図るため、校内での研修会を企画する。また、県教育委員会、唐津市教育委員会等が主催する研修会に積極的に参加させる。

### ②いじめ問題の解決へ向けた資料の活用

教職員向けリーフレット「こどもたちの SOS が聞こえますか?」など、いじめ防止等に関する資料を紹介し、これらの資料の効果的な活用を図る。

## 9 取組体制の点検及び評価について

学校評価において、本校職員の自己評価をするとともに学校評議員会に状況を報告する。必要に応じて助言をいただく。

(資料)

### ① 危機管理マニュアル (いじめ)

### ② 報告様式